

確定申告における医療費控除の提出書類の簡素化に伴う 「医療費通知」について

概要

平成 29 年度税制改正により、所得税の医療費控除の申告手続きに健康保険組合から発行される「医療費通知」を添付することができるようになりました。

「医療費通知」として使用する場合には、次の事項にご留意ください。

申告における留意事項

- (1) 通知書は医療機関等からのレセプト（診療報酬明細書）請求を基に作成されるため、レセプトの確認ができる診療月までの発行となります。レセプトが医療機関等から健康保険組合に提出されるのは診療月のおおよそ 2 ヶ月後（※1）となるため、医療費通知に記載されていない医療費分は、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成し添付してください。
（※1）受診した医療機関等からのレセプト請求が遅れていたり、レセプトの内容が審査中などの場合は、さらに提出が遅れる場合があります。
- (2) 健康保険の対象となる医療費のみを記載しているため、保険の対象とならない診療費など（室料差額、診断書などの文書料など）は記載されていません。
- (3) 公費負担医療、高額療養費、付加給付などがある場合などは、「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」として申告が必要になります。
- (4) 医療機関等の窓口で支払う金額は 10 円未満を四捨五入して計算されていることもありますが、医療費通知では、レセプトを基に総医療費と負担割合を計算し、1 円単位で記載していますので、実際に医療機関等で支払った金額と異なる場合があります。
- (5) 医療機関等からのレセプトは、審査支払機関等による審査により減額される場合があり、実際に医療機関等で支払った金額と異なる場合があります。

上記のように、通知書は、医療費控除における添付書類の全てを賄うわけではありませんので、領収書による確認が必要な場合があります。

★医療費通知を確認していただくため、また「医療費控除の明細書」を作成する場合のために領収書は大切に保管してください。

なお、給付金のお知らせおよび 6 か月ごとに発行される医療費通知は再発行いたしませんので、紛失されないよう十分にご注意ください。

※確定申告(医療費控除)の申告手続きに関することは、税務署へお問い合わせください。